

和歌山県警察情報処理能力検定実施規程

(制定：平成29年 3 月15日 和歌山県警察本部訓令第16号)

和歌山県警察情報処理能力検定実施規程を次のように定める。

和歌山県警察情報処理能力検定実施規程

和歌山県警察情報処理能力検定実施規程（平成 6 年和歌山県警察本部訓令第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、情報処理能力検定に関する訓令（平成 5 年警察庁訓令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、和歌山県警察職員（以下「職員」という。）の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（能力検定の目的）

第 2 条 能力検定は、職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

（能力検定の級位）

第 3 条 能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行う。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表のとおりとする。

（能力検定の実施）

第 4 条 初級及び中級の能力検定は、和歌山県警察本部長が行う。

2 上級の能力検定は、警察庁長官が行う。

3 能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

（合格者の決定）

第 5 条 能力検定を受験した者のうち、別に定める合格基準に該当する者を合格者として決定し、情報処理能力検定合格者台帳に登載するものとする。

2 前項に規定する情報処理能力検定合格者台帳は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

（特例）

第 6 条 初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに当該級位の検定に合格したものとみなす。

（雑則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、能力検定の実施に必要な細部の事項については、別に定める。

別表（第 3 条関係）

級 位	知 識 及 び 技 能
初 級	1 和歌山県警察情報セキュリティに関する規程（平成20年和歌山県警察本部訓令第3号）第2条第5号に定める警察情報システム及び警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機（以下「警察情報システム等」という。）の基本的な操作に必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び警察情報セキュリティに関する知識

	であって、警察情報システム等の基本的な操作に必要なもの。
中 級	1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システム等を設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システム等の操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの。
上 級	1 自ら警察情報システム等のシステムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査が可能な知識及び技能 2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システム等の設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なもの。